

第3回別府市協働のまちづくり推進委員会 議事録

日 時：平成28年6月29日（水）10時00分～

場 所：市役所4階 4F-3会議室

出席者：【協働のまちづくり推進委員会委員】

後藤委員、衛藤委員、福谷委員、中山委員、近藤委員、玉田委員、工藤委員
安部委員、平石委員

【事務局（自治振興課）】

安達課長、井上主査、小川主任

欠席者：【協働のまちづくり推進委員会委員】

笠木委員

●議事概略

(1) 議題1『平成27年度協働推進事業実績報告』、議題2『答申書作成のながれ』について、事務局より一括説明

◆『別府市協働のまちづくり推進委員会』の主な役割について再確認

①協働に関する重要事項の調査審議（協働のまちづくり推進条例第7条）

②施策の実施状況の評価及び市長への報告（同条例第10条）

◆答申書作成のながれについて、27年度協働事業実績報告を受けて、各委員へ評価・意見書を配布し、記入を依頼する。各委員から提出された評価・意見書をもとに、あと2回委員会を開催するなかで、答申書を作成し、12月末までに市長へ答申書を提出する。

◆平成27年度協働推進事業実績報告については、配付資料に記載のとおり。項目6の『各課等が実施した協働事業』については、別紙3で協働事業を12種類の協働の手法に分類し、事業の概要や協働の相手方、市の担当課等が記載された表をもとに評価していただくことになるが、記載されている内容だけでは判断できない事業があれば、評価・意見書に欄を設けているので、記載して欲しい。

◆協働の手法の種類ごとの件数では、『アダプト』、『委託』、『補助金』等が多かったが、事務局としては、『事業協力』のように、NPOと行政がともに汗を流すような協働の形が増えていくよう、啓発していく必要がある。

(委員長) ただいま事務局から答申書作成のながれと27年度実績報告について説明がありました。今回は事業評価をするにあたって、我々がどういふことをやらなければならないのかを事務局に確認することが中心となりますが、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

(委員) 理解はしましたが、判断材料としての資料が乏しい。これだけでは点数を付けるのも難しい。

(委員) 前回の委員会でも行政評価についてどうしますかという質問したかと思いますが、各事業ごとに内部評価した資料があるはずなので、それを判断材料

として提供できないでしょうか。

(事務局) これから 27 年度の決算報告という形で主要事業のとりまとめを 9 月議会に提出する予定なので、そこで各課が評価を行う予定です。

(委員) 自己評価制度は別府市も行っているはずで、各課に自己評価の資料があるはずなので、それを見せていただければ、判断ができると思う。

(委員) 先ほど資料が乏しいと言ったのは、各課が一生懸命事業を行っているのに、我々が軽々に評価をしてよいのかということが気になったからであり、できるだけ判断材料がある方がよいと思った。

(委員長) 内部評価を先にさせていただいて、外部委員が評価するという方法を取ると、その評価が内部評価に引っ張られるので、むしろ第三者として自由闊達に意見を言うていただく方が外部評価を踏まえた最終評価ができる。

(委員) 議題 1 の別紙 3 を見ても事業の詳細が全く見えず、一つずつ各課に聞き取りしていかないといけなくなる。

(委員長) 日程の問題として、次回の委員会までに各課に事業の内部評価をしていただくことは可能でしょうか。

(事務局) 不可能ではないと思います。シートさえ作成してしまえば、評価の抽出は可能だと思います。言い訳になりますが、本来であれば 4 月から事業の評価について、各課にヒアリングをしていくように予定していたのですが、熊本地震の影響で滞ってしまっていたというのが現状です。そこで今回委員の皆さんに 7 月 22 日までに事業の中身を見ていただくという資料になってしまいました。

(委員長) 先ほど委員が言われたように当事者は一生懸命やっているのに、的外れな評価で勘違いされたりすることを、評価する側は懸念します。

(委員) 目的があって事業をされていると思うので、事業の計画と実行内容が分かれば、あとはチェックするだけだと思うので、そこが明確になれば評価できるのではないかと思います。

(副委員長) 例えば、要介護認定といった事業は法律に基づく事業であり、当たり前の話なので、評価しようがないのではないかと思います。おそらく事務局としても本来は協働にふさわしい事業があると思うので、対象となる事業を絞った方がよいような気がします。本来、この委員会で扱うべき事業がきちんと協働できたかどうか議論したほうがよいと思います。

(事務局) この別紙 3 に挙がっている事業は、各課の判断で協働と認識しているものになるので、協働推進室が求めている協働とはかけ離れている事業も含まれている。単に委託と言っても法令で定められているものもあれば、相手方が NPO やまちづくり団体だからといった理由で挙がっている事業もある。そう考えると本当は挙げられていない事業がもっとあるはずだと思う。絞るといことは大事だと思います。

(副委員長) 本来であれば、アウトソーシングも協働の一つだと思いますが、この委員会で取り扱うのは、そういった事業ではないと思います。もっと日が当たら

ない部分に協働という手法を用いて効果を発揮させていくことの方が、この委員会が設置された狙いだと思います。

(委員 長) そうすると、評価対象事業を絞るという形にするのか、質問を先に出してもらって、回答をいただいた後に評価するのかどちらが良いでしょうか。

(事務局) 実際に評価をお願いするなかで、各課がどのような判断でその事業を捉えているのか、当初のプラン通りにいっているのかということを出してもらうのは非常に大事なことだと思います。それが協働なのかそうでないのかは委員会で判断していただくと考えて、すべての事業について、各課にシートを提出していただこうと思っています。先ほど評価・意見書の提出期限を7月22日とさせていただきましたが、次回の委員会に持ち込んでいただくという形でも良いかと思っています。次回の委員会までに各課の自己評価シートを集約したものを委員の皆さんに提供しますので、評価・意見書を記入していただいて、第4回委員会でその評価・意見を議論するという形も取れると思います。

(副委員長) 一番丁寧な評価の方法は、事業シートのような所定の様式を作って、着眼点をこちらが指示して、担当課に作成してもらい、各委員に見ていただいたうえで、担当者とやりとりしていただくことだと思いますが、この委員会が何を目指しているのかを考えないといけないと思います。例えば我々の本来の職業としての任務は税金の効率的な使用や経費節減といった観点になりますが、この委員会ではそうではなくて、市民と一緒に協力できているかとか埋もれているものを再生できているかといったようなソフト面がこの委員会が設置された狙いだと思いますので、経費節減的な観点は今回の評価とは切り離れた方が良くと思います。

(委員 長) ここまでをまとめると、答申書作成のながれが変わってきていますので、事務局で確認していただけますか。

(事務局) 今回、答申書作成のながれとしてお配りした資料や評価・意見書は、あくまでも案件ですので、皆さんにお考えいただきたいこととして提言させていただきました。先ほどお話いただきました各課の本来の事業の目的等が評価に値する内容をいただきたいというご意見でしたので、期限がいつまでということは現時点では言えませんが、事務局の方で様式を作成して、協働という観点からどう捉えているかということを取りまとめたものを委員の皆さまにお示しして、次回の委員会に諮るという形でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 長) その場合、どのような日程になりますか。

(事務局) これからその日程を組み直しますので、決定次第またお知らせします。

(委員 長) 評価の方法については、事務局提案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員) 一件一件については、実施内容を見て、感じたことを書けると思いますが、点数は別にして、評価について、何を軸に評価したらよいのかが分からない。

(委員 長) それは、協働のまちづくり推進条例の逐条解説に書かれていることが原則

であり、それをどう具体化するかだと思います。

(委員) 色々な事業に対して一つ一つ評価を付けていくことは、難しいことだと思いますが、自分たちの役割として、市民と行政を繋いでいく評価をしていくのであれば、もっと行政的な評価を入れていくべき。例えば、移動支援事業が評価の対象事業になっていますが、これは法律で決められていることなので、27年度に障害福祉課は協働していないことになる。そこで、障害福祉課はどういった協働をしていくべきかというところを委員として意見を出していくことが大事なのかなと思っています。自己評価のシートがあれば、各課が何を目的に事業を行っているのかが分かるので、その課がどこまで協働できているかを見ることができる。そういった観点で行政に対する評価をしていきたいと考えています。

(事務局) 先ほど協働事業は別紙3に挙げられている事業だけではないとお話しましたが、事業費とか形で現れない協働が特に福祉関係では多いと思います。本来はそこまで評価しなければいけない部分もあるかと思いますが、それは全体の意見としてお受けしたいと思います。

(委員長) その点は、市の行財政改革委員会で全ての事業の効果を評価しているので問題ない、と思われます。今回は協働事業に限っての評価と考えて良いと思います。

(副委員長) 今回の地震の際に多くの民間の方に助けていただいた。その中で亀川地区の障がい者の個別支援を行った際、マニュアル作りが先で調査はその後でという意見があったが、マニュアルを作るよりも先に実践してみた方が良いと思った。実践してみて試行錯誤したうえで、マニュアルができるのではないかと思う。マニュアルも地震という極限の状況の中では役に立たない。協働でもまずは実践してみて、失敗や成功を重ねる中で凝縮されたものがマニュアルになっていくと思います。

(委員) 今回、地震があった次の日には、全避難所に対してバリアフリーに対する調査に入りました。通常であれば、行政から依頼を受けて委託事業として実施するところですが、災害時には依頼を待っていては時間がかかってしまうので、防災に関しては、マニュアル作りよりも、まず行政は依頼するポイントを押さえて、お金の問題とは関係なく、すぐに動ける体制を確保しておくべきかと思いました。

(委員長) 当該課がまとめた事業の計画、内容、評価を事前にいただいて、それについてどのような評価をするかを明確にしたうえで、次の委員会までに評価をするという形でよろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(2) 議題3 『平成28年度協働推進事業計画』について

◆協働研修・講座について

これまでは職員を対象とした研修に重点を置いて実施し、昨年度までに全ての職員

が一度は協働研修を受講したことになり、協働の必要性について、一定の理解を得ることができたので、今年度は市民を対象とした講座の開催を企画している。

昨年10月に開催した『地域づくりと協働についての講演会』は、参加者から好評をいただいたが、それでも参加していただいたのは市内145町あるうちの32町だったので、今回は、市内の地区公民館6箇所で開催し、全ての自治会に参加していただけるよう働きかける。

◆協働のまちづくり事業補助金について

今年度は28年度事業の実施事務と29年度事業の募集事務を同時進行する形になるため、募集・審査については昨年度より約2ヶ月前倒しした前倒しした日程とする。

◆協働のまちづくり推進委員会について

議題2で説明のとおり

◆その他

協働推進員研修や職員研修、協働マニュアル作成、中間支援人材の発掘や環境整備については、実施予定ではあるが、詳細未定であるため、決定次第、随時委員会で報告させていただく。

(委員長) ただいま事務局から平成28年度協働推進事業計画について説明がありましたが、講座を開催する際に協働の意味を理解していただくために、どのような人を対象に実施するのが効果的なのでしょうか。

(委員) 市報とか自治会だより等でお知らせはするかと思いますが、それを見て参加する方はほとんどいないと思います。協働を広めていくためには、近くに協働に関わっている人がいることだと思います。例えば、募集の案内を見て、気になるという意識はあるのに、参加をためらってしまうようなことがある場合でも、身近な人から声を掛けられると参加してもらえたりするので、そういった声掛けができる方を増やしていくことが大事だと思います。

(委員) 講演のテーマを考えると、自治会長に動員をかければ簡単なことで、地域のリーダーに声を掛けて、参加していただかないと人は集まらないと思います。

(事務局) 前回も全ての自治会には声掛けしましたが、32町の参加だった。ただ、参加された自治会の方は良い勉強をしたと言って帰られたので、今回6箇所の地区公民館で開催することで、地域から2、3人でも参加していただいて、その人たちの耳に届けることが大事だと考えています。

(委員長) NPO法人の代表者に講座を受けていただくというのは、いかかでしょうか。NPO法人の中には商売に特化しているような違和感を覚える団体もあるので、そもそも『NPOとは』といった講座を行うのも良いのではないのでしょうか。

(委員) 協働の中でのNPOの位置付けについて、団体が持続していかないといけないので、私は儲けても良いと思っています。協働の条例にもあるように市民の独立を促すということが協働の社会だと思います。その手助けを行政が行い、それを民間が請け負うことが協働のまちづくりの理想かなと思っています。

- (委員長) 初期の段階はそれでよいと思います。ただ、事業が定着化し利益が上がった段階で民営化すべきだと思います。
- (委員) 私もこれまで協働について色々と勉強してきましたが、NPO法人は行政の下請けという考えがあって、協働は行政もNPO法人も対等という考え方がありますが、例えば、行政職員は時間で賃金が出るのに対して、NPO法人の職員は賃金が出ないことがある時点で対等ではない。行政ができないことは切り離して民間に委託することも協働なのではないかと思います。これまではNPO法人を運営していくために対価をもらうべきという考え方で動いていたのですが、今回の協働事業のなかで、確かにお金を貰うことも必要ですが、本当に自分たちが必要なことを行政と手を取り合いながら、協働を通じて、どうしたら市民が動いていくかという啓発をして、それをより多くの人に聞いてもらうための仕掛けを考えていかないといけないと思います。
- (副委員長) 今回の地震で被害が最小限に止められたのは、民間の人のおかげだと思っていて、市役所の組織が動く時に、できない理由が先に出て身動きが取れなかった部分を民間の人たちに埋めていただいた。今回の災害を見ても協働の必要性を感じたので、今後そういった手法も取り入れていけたら良いと思います。
- (委員) 今のような意見を市民に伝えていくことができれば、行政だけではできないことがあるということが分かって、隙間を埋めることが必要だと感じると思います。
- (委員長) その視点はすごく大事なことです。
- (委員) 協働のまちづくり事業補助金の補助率についてですが、市民提案型事業だと5分の4の補助率でも残りの5分の1の負担が厳しい団体もあると思うので、例えば、満点に近い評価の事業については全額補助できるような仕組みに変えていけたら、事業に挑戦する団体も増えるのではないかと思います。
- (委員) 市民対象協働講座ということで昨年度I I H O Eの川北先生の講座に参加しましたが、高齢市民にはついていけない内容だったので、老人クラブのレベルでも理解ができて、実際に行動に移せる可能性がある内容なのかを判断したうえで参加しないと、言われたから来ているというだけで内容に付いていけなかったら時間が勿体ない。現在老人クラブの高齢市民は放っておくと依存的な弱者の立場に身を置きやすいのですが、自立するという気概を持ってもらいたいと思っていて、そのためには高齢になっても講座を受講することで地域の中で行政と協働でできることの可能性を考えるチャンスにしてもらいたい。今回の地震の経験は身近で考えやすいタイミングなので、老人クラブとしては高齢者対象の研修会を企画して講師に来ていただく方が効果があると考えています。実行に移せる話を聞いてもらって、行動力や体力のある高齢者の意識を掻き立てて、周り的高齢者を巻き込んで欲しいと思っています。
- (副委員長) 今回の地震でも自治会長が自主的に公民館を避難所として開放していただ

いたところもあった。毛布を持ってきていただいたり、食事を提供していただいたり、我々はそういった姿勢を学ぶべきだと思ったので、体験談を話していただくことも良い研修になると思います。

(事務局) 川北先生の講座は内容がストレートで、特に職員の意識を変えたいという趣旨があったものですから、その流れで市民の方にもその講義を聴いていただいたので、そのスピード感に付いていけなかった点があったかと思います。今回お招きする櫻井先生の講義は、どちらかという高齢者にも優しい話と切り口なので、ぜひお聴きいただけたらと思います。

(委員) 今、高齢者向けの講座の話がありましたが、ぜひ法人向けの講座も企画していただけたらと思います。商工会議所に対してでも良いですし、法人に対して協働のまちづくりに参加して欲しいといったような講座があっても良いかなと思いました。まずは経営者に理解をしていただいて、そこで勤務する職員が参加しやすいような講座でも良いかと思います。

(委員長) いわゆる企業の社会的責任とか、企業も市民の一人であるということですね。参加を呼び掛けることはできると思いますし、経営者の影響は大きいですから、大事なことだと思います。その他に何か意見はありませんか。

(副委員長) 災害時の協定を見直さなければいけない。食料の調達ひとつについても、形骸化しているところが浮き彫りになりました。ただ、そのような中でも市民の方々の意識が高く、自主的に動いていただいたので、助けられた面がありました。災害時は協働の実践的な場になるので、今回の災害を切り口にして、協定内容を再確認することは必要だと思います。

(委員長) 他に意見はありませんか。それでは、以上で委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。